

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	21
許認可等の種類	死体解剖の許可			
根拠法令条例等・条項	死体解剖保存法第2条第1項			
許認可等の概要	死体解剖の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】死体解剖保存法</p> <p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合</p> <p>二 医学に関する大学(大学の学部を含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合</p> <p>三 第八条の規定により解剖する場合</p> <p>四 刑事訴訟法第129条(同法第222条第1項において準用する場合を含む。)、第168条第1項又は第225条第1項の規定により解剖する場合</p> <p>五 食品衛生法第64条第1項又は第2項の規定により解剖する場合</p> <p>六 検疫法第13条第2項の規定により解剖する場合</p> <p>七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第六条第1項(同法第12条において準用する場合を含む。)の規定により解剖する場合</p> <p>2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			